

令和元年度 奈良市難病対策地域協議会

令和2年2月12日（水）
14:00～15:30

こどもから成人まで切れ目のない難病支援

- 医療費等の給付

下記の医療費助成に関する事務を実施

- ① 難病の患者に対する特定医療費（指定難病医療）
- ② 未熟児養育医療、自立支援医療（育成医療）、小児慢性特定疾病医療

- 療養相談

下記の対象者に対し保健師が電話・来所・訪問等で相談対応を実施

- ① 指定難病医療費助成を受けている患者・家族
- ② 小児慢性特定疾病等により長期に療養を必要とする児とその家族

難病の患者に対する医療等に関する法律

(平成26年5月23日成立/平成27年1月1日施行)

- 難病法では、難病患者の良質かつ適切な医療の確保、療養生活の質の維持向上を図ることを目的として、基本方針の策定、公平・安定的な医療費助成制度の確立、調査研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置について規定している。

概要

(1) 基本方針の策定

- ・ 厚生労働大臣は、難病に係る医療その他難病に関する施策の総合的な推進のための基本的な方針を策定。

(2) 難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立

- ・ 都道府県知事は、申請に基づき、医療費助成の対象難病（指定難病）の患者に対して、医療費を支給。
- ・ 指定難病に係る医療を実施する医療機関を、都道府県知事が指定。
- ・ 支給認定の申請に添付する診断書は、指定医が作成。
- ・ 都道府県は、申請があった場合に支給認定をしないときは、指定難病審査会に審査を求めなければならない。
- ・ 医療費の支給に要する費用は都道府県の支弁とし、国は、その2分の1を負担。

(3) 難病の医療に関する調査及び研究の推進

- ・ 国は、難病の発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究を推進。

(4) 療養生活環境整備事業の実施

- ・ 都道府県は、難病相談支援センターの設置や訪問看護の拡充実施等、療養生活環境整備事業を実施できる。

検討規定

法附則第2条において、「政府は、この法律の施行（平成27年1月）後5年以内を目途として、この法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ、特定医療費の支給に係る事務の実施主体の在り方その他の事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

難病特別対策推進事業

目的：難病の患者に対する難病の医療提供体制の確保を図るとともに、在宅療養支援、難病指定医等の研修及び指定難病審査会の運営等を行い、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図り、難病の患者等が地域で安心して暮らすことができるよう環境を整える。

- 難病医療提供体制整備事業 — 県が実施主体
- 難病患者地域支援対策推進事業
⇒ 県・中核市等が実施主体
- 神経難病患者在宅医療支援事業
- 難病指定医等研修事業
- 指定難病審査会事業
- 指定難病患者情報提供事業

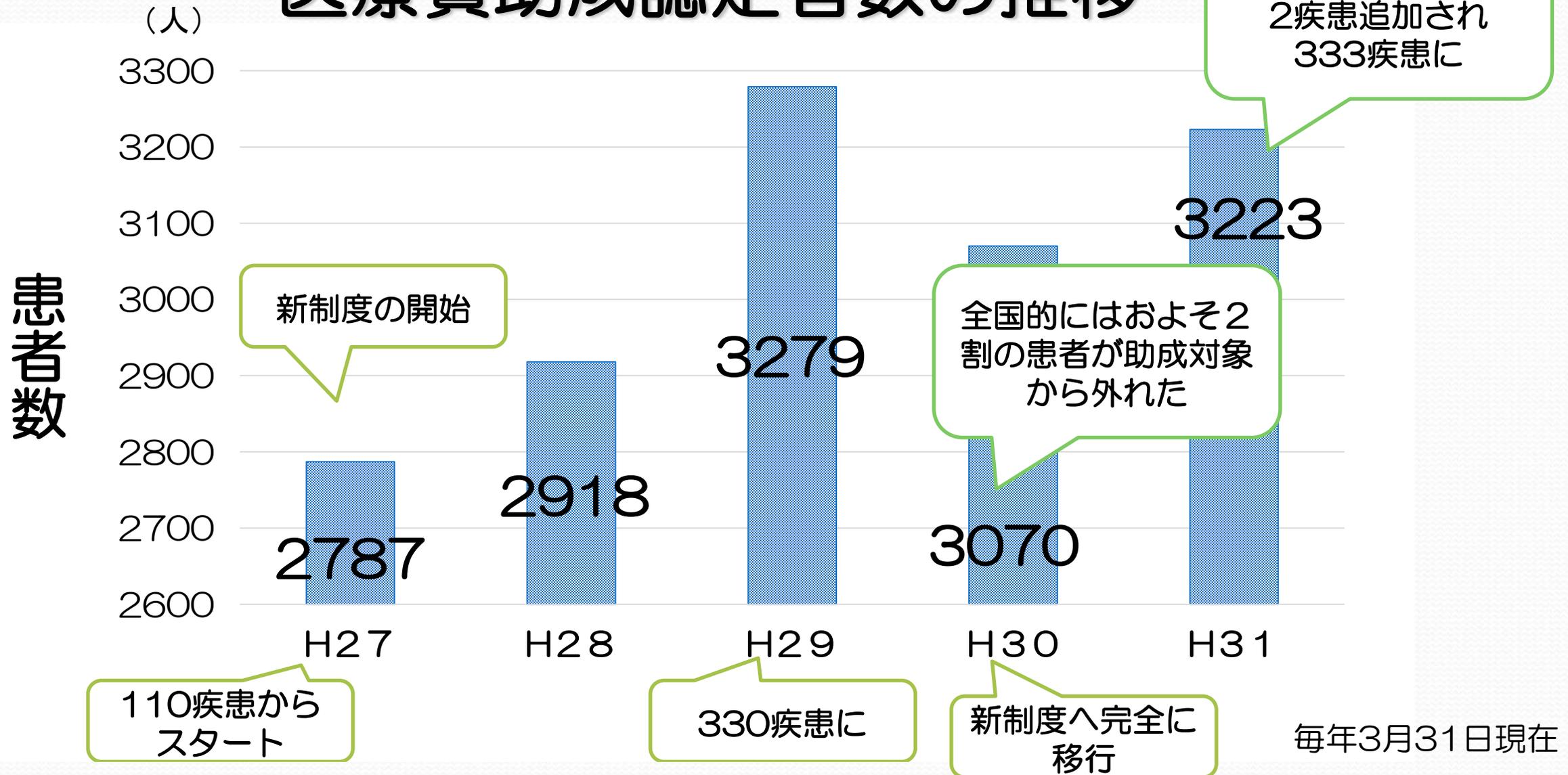
県が
実施主体

議事1

令和元年度奈良市の難病患者の現状
及び奈良市難病対策の取り組みについて

1) 奈良市の難病患者の現状について

医療費助成認定者数の推移



特定医療費支給認定者の 疾患系統別分類

(n=3223)

平成31年3月31日現在

疾患群	実数
神経・筋疾患	1014
消化器系	778
免疫系*	498
循環器系	164
骨・関節系	155
呼吸器系	128
皮膚・結合組織*	125

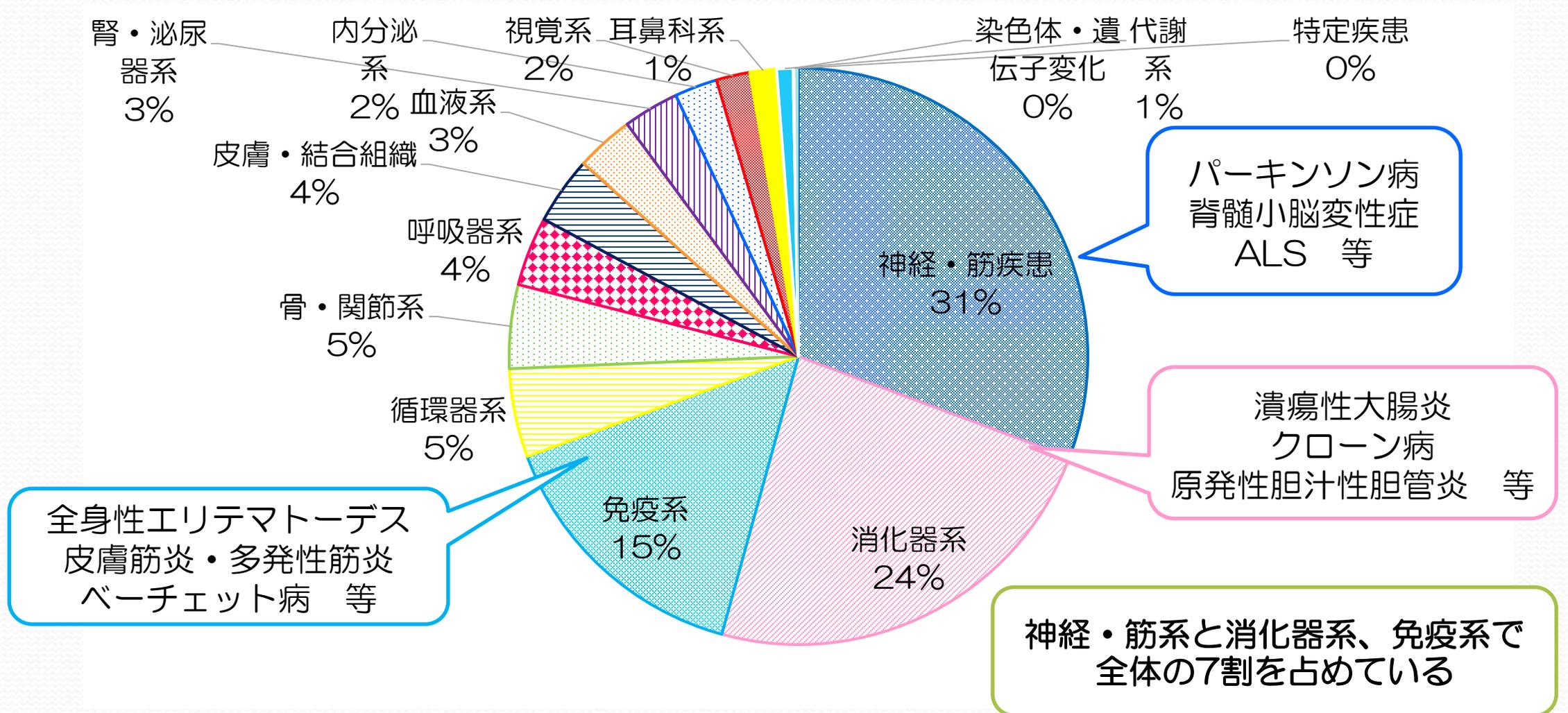
疾患群	実数
血液系	107
腎・泌尿器系	103
内分泌系	79
視覚系	62
耳鼻科系*	49
代謝系	30
染色体・遺伝子変化	4
特定疾患	6

*重複あり

特定医療費支給認定者の 疾患系統別分類

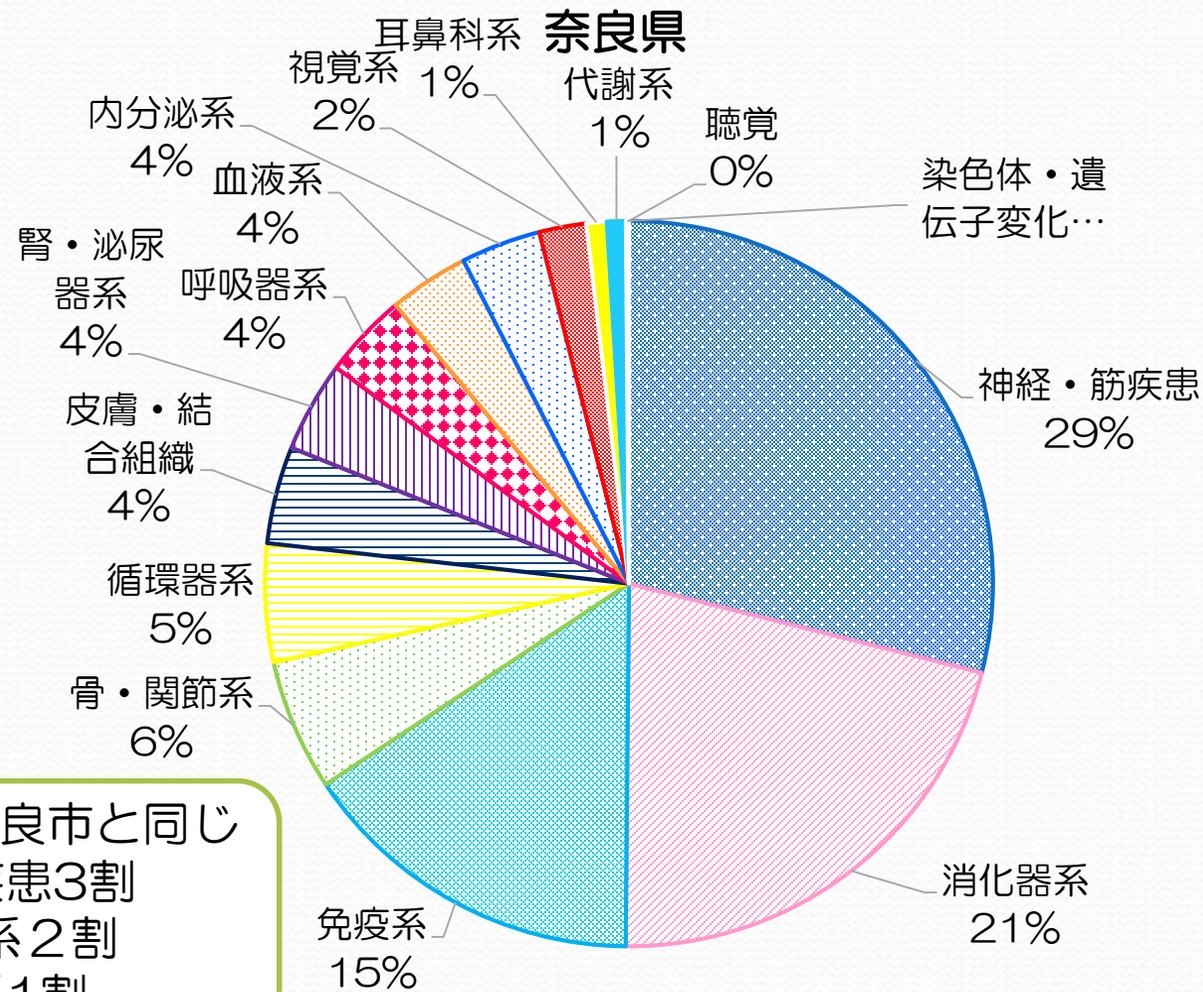
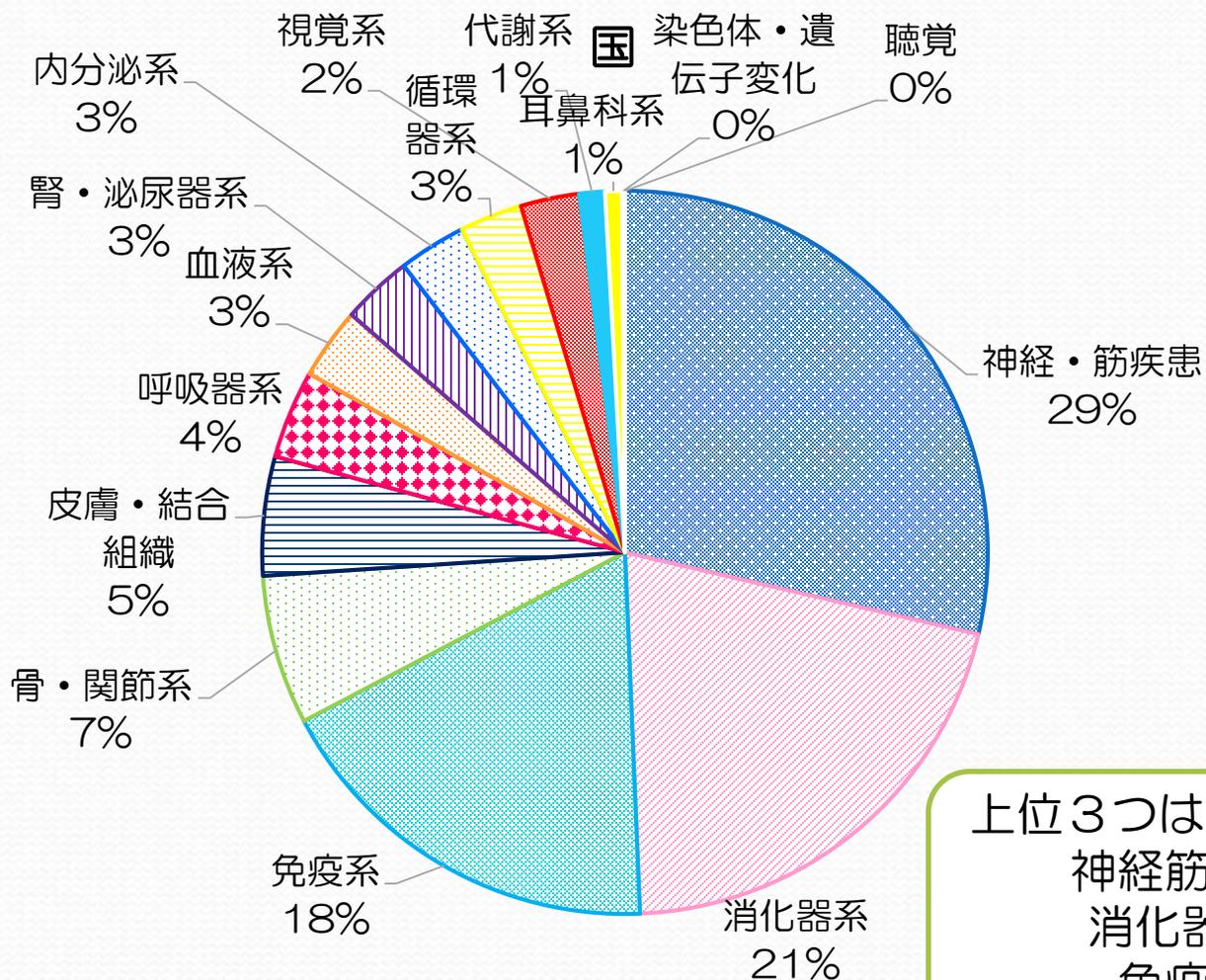
平成31年3月31日現在

(n=3223)



特定医療費支給認定者の疾患系統別分類

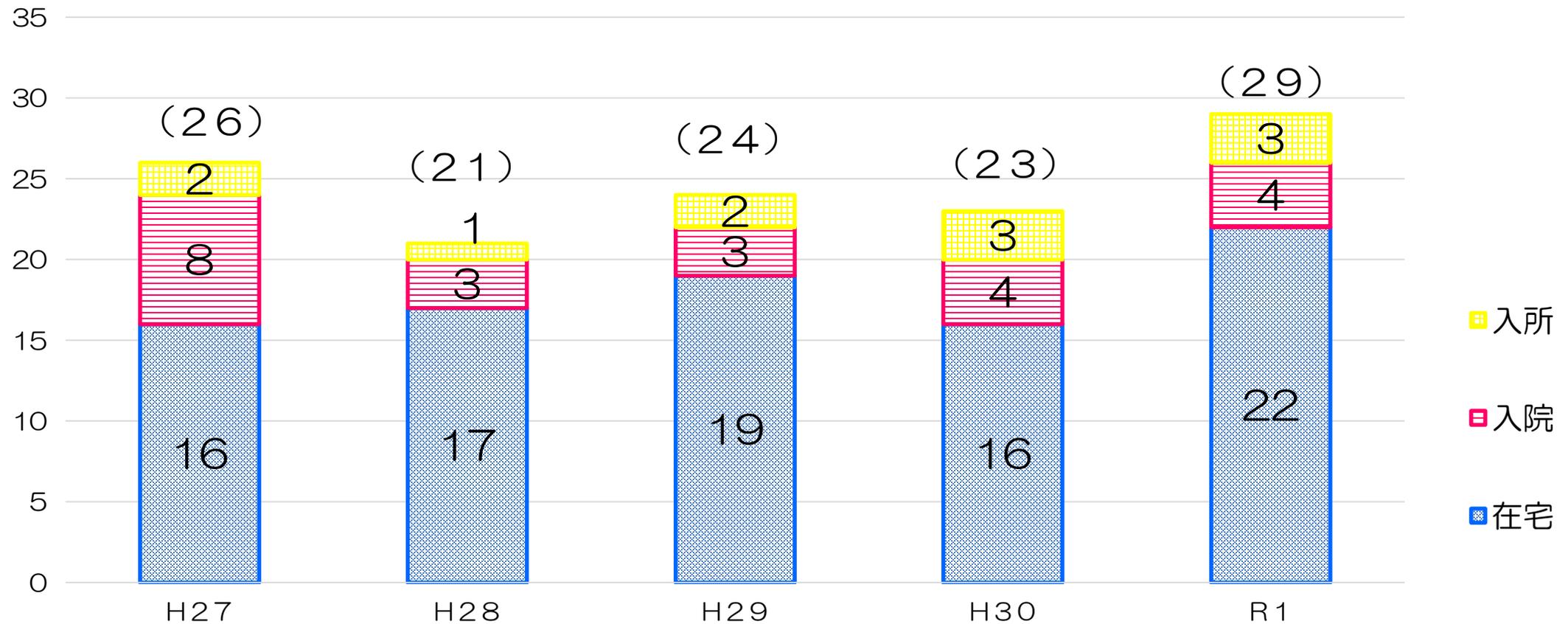
平成31年3月31日現在



上位3つは奈良市と同じ
 神経筋疾患3割
 消化器系2割
 免疫系1割

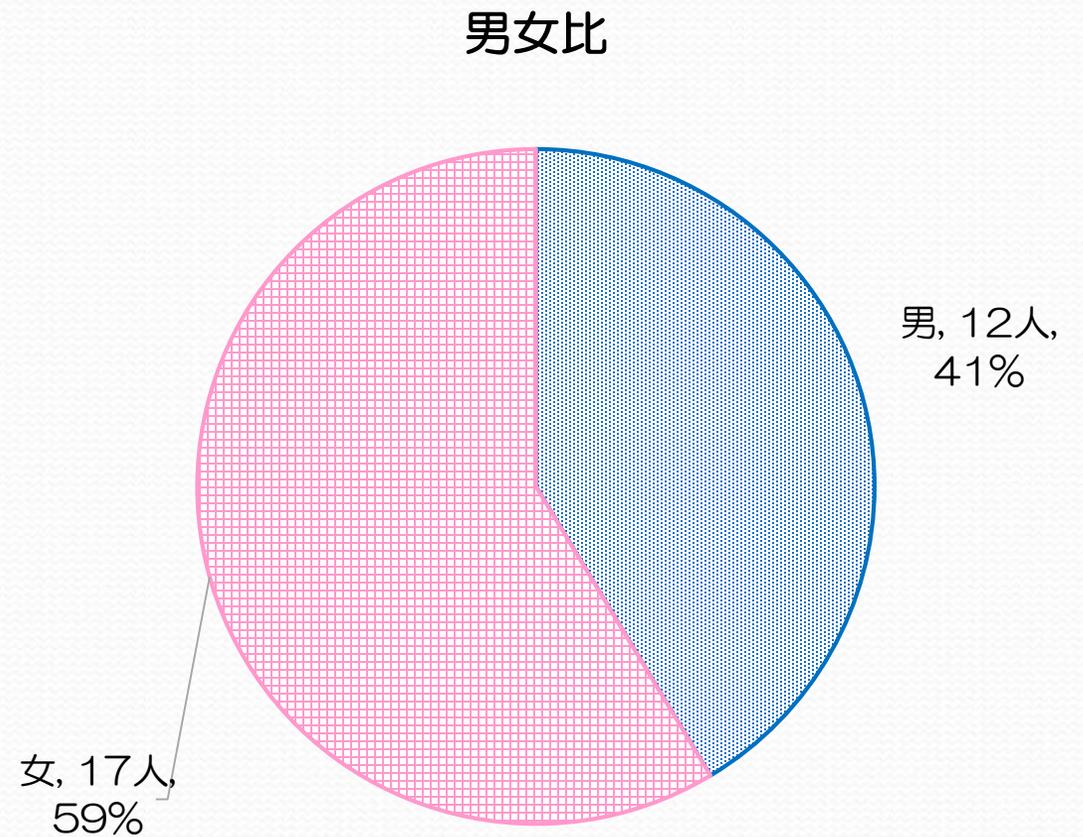
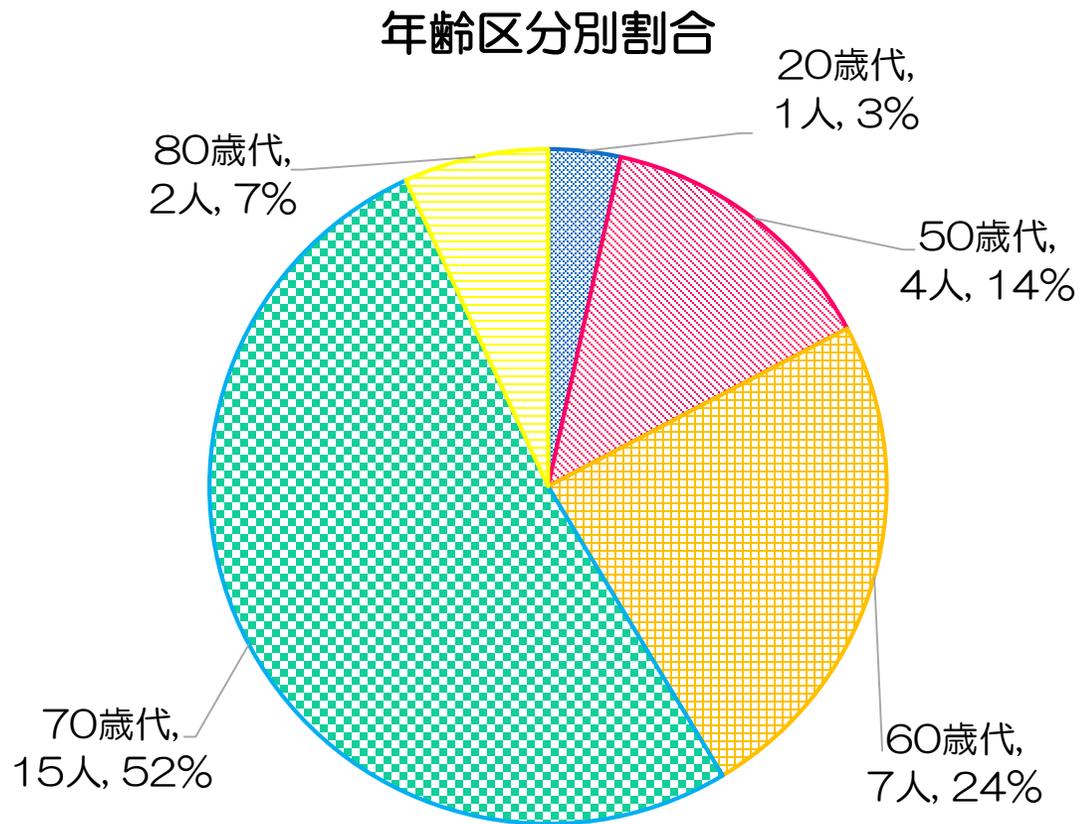
ALS患者数の推移

(人)



毎年11月1日現在のALS患者療養支援台帳より

ALS患者の状況 (n=29)



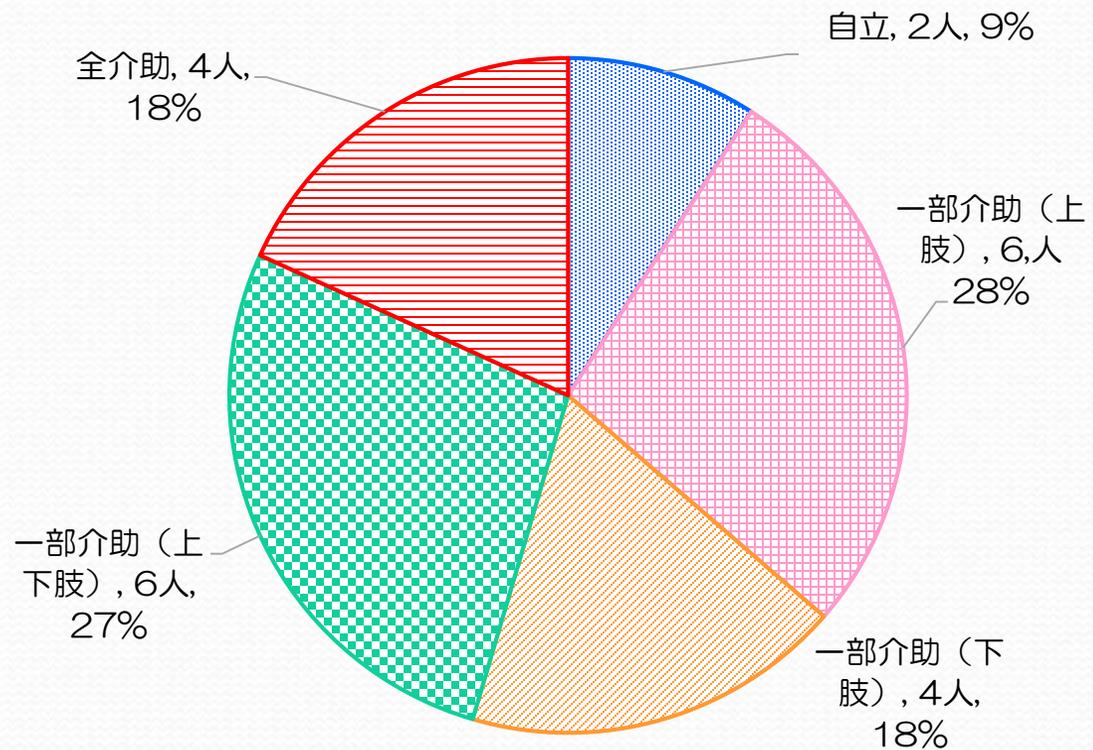
令和元年11月1日現在

在宅療養ALS患者の医療処置状況（22人中9人）

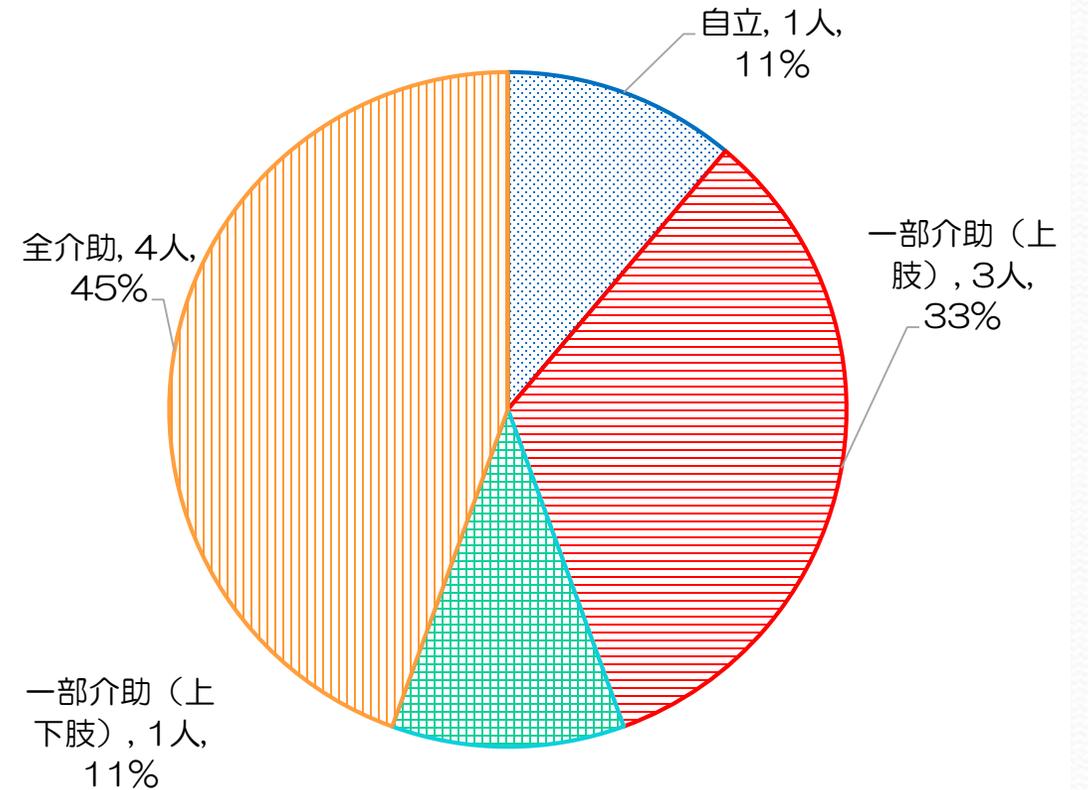
	TPPV	NPPV	吸引	胃ろう	その他
A			●		
B	●		●	●	膀胱留置 カテーテル
C		●	●		
D		●	●	●	在宅酸素
E		●	●	●	
F		●	●		
G			●	●	
H			●	●	
I		●	●	●	

ALS患者の状況

ADL (n=22)



医療処置がある人のADL (n=9)



2) 奈良市の難病対策の取り組みについて

(1) 個別支援（家庭訪問）

疾患内訳	実人数	件数
ALS	23人	58件
パーキンソン病	1人	5件
その他	8人	9件
計	32人	72件

主目的の内訳	件数
医療相談	58件
災害時対策	5件
入院調整	4件
福祉サービス調整	2件
コミュニケーション支援	1件
医療サービス調整	1件
状態悪化時の調整	1件

(例)

療養相談

レスパイト入院
の調整

介護保険利用

(平成31年4月1日～令和2年1月31日)

(2) 個別支援（ケア会議）

- 実績：実人数4人
- 会議件数：6件（平成31年4月1日～令和2年1月31日）

疾患名	主催	目的	内容
ALS	病院	退院後の在宅療養体制	訪問看護の追加・緊急時対応
ALS	ケアマネジャー	介護状況の共有	日々の介護状況共有、家族での役割分担
ALS	ケアマネジャー	介護保険の認定更新に伴うケア会議	サービス内容の確認・調整
ALS	病院	退院後の在宅療養体制	訪問看護・通所介護の導入
ALS	病院	退院後の在宅療養体制	訪問看護・地域医の導入
ALS	病院	退院後の在宅療養体制	緊急時対応・ヘルパーの導入

(3) 相談支援

• 窓口相談 : 延べ545件

うち、指定難病医療受給者証新規申請時面談（神経筋疾患）

: 176人

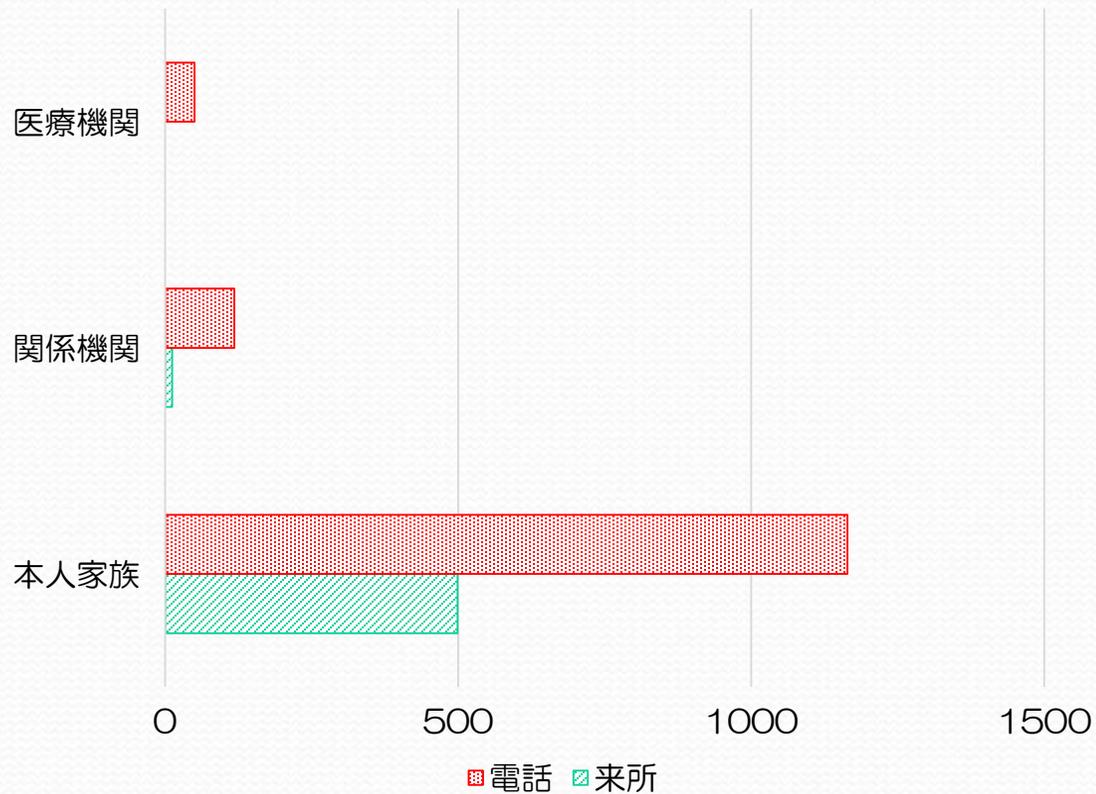
• 電話相談 : 延べ1439件

(平成31年4月1日～令和2年1月31日)

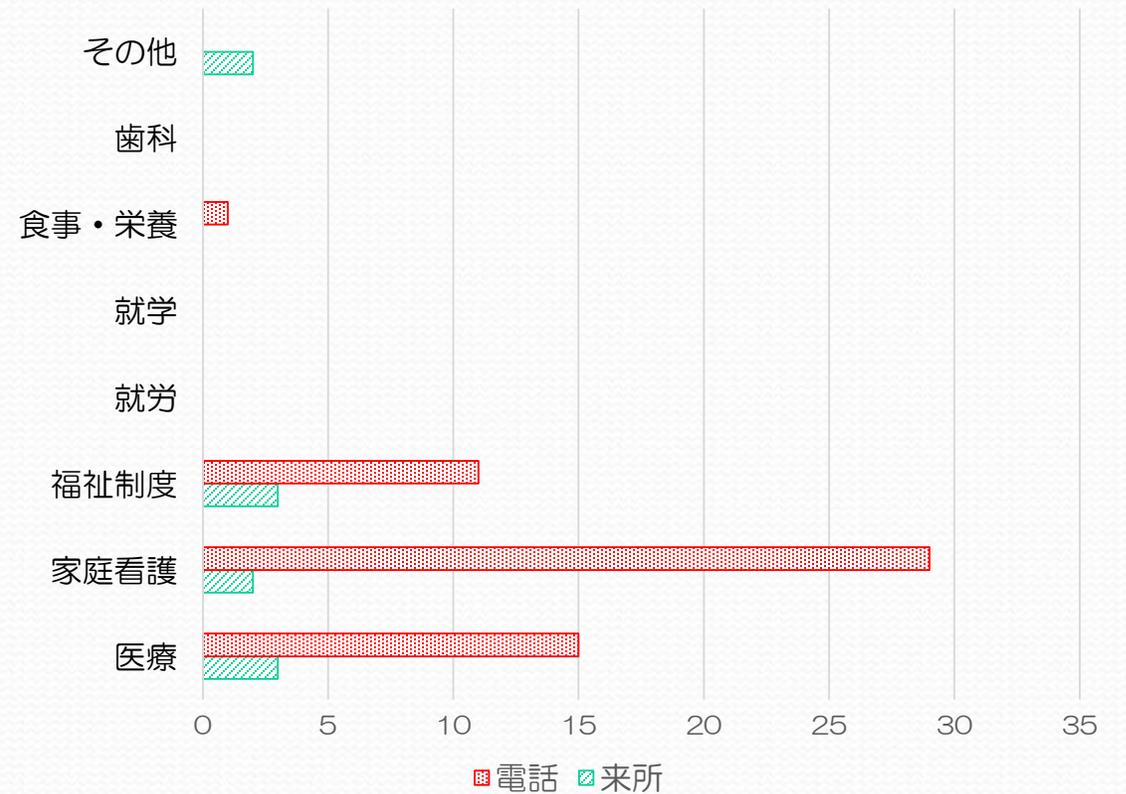
(3) 相談支援

申請に関する相談を除く

相談者



相談内容



(4) 訪問指導事業

専門職による助言等を必要とした難病患者に対し、訪問指導を実施した。

- 目的：嚥下障害の進行に伴う嚥下機能の状態に応じた食事形態や既製品を使った摂取方法の工夫、栄養補助食品選択等の情報提供などの栄養指導
- 疾患：ALS
- 職種：管理栄養士

(5) 訪問相談員育成事業

①地域ケア研究会

日時：令和元年10月7日（月） 14時～16時

対象：訪問看護ステーション、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、
地域包括支援センターの専門職

（訪問看護師、相談支援専門員、介護支援専門員、社会福祉士等）

内容：・情報提供「支援者に望むこと」

難病ピアサポーター 島本 美世子氏

大川 美奈氏

・講演「難病患者・家族支援を行うための心構え」

講師：東大阪大学短期大学部介護福祉学科 教授 梓川 一氏

・参加者数：32人

(5) 訪問相談員育成事業

②関係職員研修会

日時：令和元年12月4日（水） 14時～16時

対象：訪問介護事業所・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所等
（ヘルパー・看護師・介護支援専門員 等）

内容：・講演「神経筋疾患難病患者の食支援と口腔ケア
～QOL維持のために～」

講師：医療法人和光会 天理駅前歯科診療所

理事長 諸井英二先生

・参加者数：26人

(6) 集団支援

●ALS患者・家族交流会

日時：令和元年 5月29日（水） 参加者7人
令和元年10月25日（金） 開催できず

- 内容：
- ・自己紹介（病気の経過含む）
 - ・診断がついたときの心境や日常生活での困り事についての意見交換
 - ・食事の工夫についての紹介
 - ・音楽療法

＜協力：市社会福祉協議会 音楽療法士＞

(6) 集団支援

- 昨年度の結果を踏まえて、今年度は開催時期や曜日を検討して実施



- 平日の午後に開催するが、参加メンバーは変わらず、平日としたことで受診と重なってしまうなど、参加意向のあった患者が参加できなかった。
- そのため、同病者とのつながりを希望した2名のALS患者を対象に、面会できる場をセッティングした。

(7) 啓発

① パネルとチラシの設置

本庁連絡通路

(令和元年7月7日～7月12日)

(令和2年2月3日～2月7日)

はぐくみセンターウェルカムホール

(令和元年7月19日～7月30日)

(令和2年2月19日～2月28日予定)

奈良難病連、奈良県難病相談支援

センターと共同で実施



(7) 啓発

②デジタルサイネージの活用



奈良市役所からのお知らせ

**5月23日は
“難病の日”です。**

難病の日は難病法が成立したことを記念して登録されました。患者や家族の想いを多くの人に知ってもらう機会とすることを目的としています。



市役所連絡通路とJR奈良駅に設置されているモニターで配信しました

お問い合わせは 保健所 保健予防課 まで

(7) 啓発

③しみんだより コラム欄の掲載開始

難病に関するトピックスを掲載した。



2月29日は
世界希少・
難治性疾患の日です

難病
コラム⑥

Rare Disease Day (世界希少・難治性疾患の日、以下RDD)は、希少・難治性疾患の患者さんの、より良い診断や治療による生活の質の向上をめざし、スウェーデンで2008年から始まった活動です。

病気がまれであることから、うるう年の2月29日、それ以外は28日に開催されています。RDDをきっかけに、希少疾患や難治性疾患のことを、まず知ることから始めてみませんか？

奈良県でも、2月23日に「奈良難病連神経難病医療講演会 RDD2020 奈良」がはぐくみセンターにて開催されます。関心のある人は、問い合わせてください。

【問合せ】保健予防課 ☎93-8397

5月23日は
「難病の日」

難病
コラム①

難病とは、「発病の機構が明らかでない」、「治療方法が確立していない」、「希少な疾病」で、「長期の療養が必要」なものをいいます。平成27年1月1日には「難病の患者に対する医療等に関する法律」、いわゆる難病法が施行されました。この法律が平成26年5月23日に成立したことにちなんで、患者や家族の思いを多くの人に知ってもらう機会とすることを目的に、毎年5月23日が「難病の日」と登録されました。難病は、その確率は低いものの、国民の誰もが発症する可能性があると言われていて、他人事ではなく、「もし自分や家族が難病だったら…」と想いを寄せてみませんか

【問合せ】保健予防課 ☎93-8397

医療費助成制度

難病
コラム②

難病のうち、難病法による「指定難病」と診断された人で、患者又はその保護者からの申請に基づき、審査され助成対象になると認められた場合に、支給認定され受給者証が発行されます。医療費助成の支給対象となるのは、都道府県知事が指定した指定医療機関（病院、診療所、薬局および訪問看護事業所）での治療、保険調剤、訪問看護等です。ただし、受給者証に記載された指定難病やこれに付随して発現する傷病に対する医療・介護（一部）に限られます。平成31年4月現在で331疾患が指定難病に指定されています。

【問合せ】保健予防課 ☎93-8397

主な難病について 知っていますか？

難病
コラム③

パーキンソン病、潰瘍性大腸炎、全身性エリテマトーデスは主な難病ですが、その症状を知っていますか？

パーキンソン病はふるえや動作緩慢、筋固縮等の症状があり、姿勢を保つことが難しく転びやすくなる人もいます。潰瘍性大腸炎は、大腸の粘膜にびらんや潰瘍ができる炎症性の疾患で腹痛の頻発と、下血を伴うこともある下痢が主な症状です。全身性エリテマトーデスは、発熱、全身倦怠感等の炎症を思わせる症状と、関節炎、皮膚、内臓、神経等にさまざまな症状が起こる疾患です。病名は知っていても、どんな病気かはあまり知らない「難病」について、知ることから始めてみませんか。

【問合せ】保健予防課 ☎93-8397

難病患者が 受けられる主な制度

難病
コラム④

難病患者が受けられる制度には、いくつか種類があります。「難病の患者に対する医療等に関する法律」で定める指定難病（333疾患）と診断され、症状が一定程度以上または高額な医療費を支払っている場合は、医療費助成制度を利用できます。

また、「介護保険制度」では、特定疾病として定められた疾患に該当した場合、第2号被保険者（40～64歳）もサービスを利用できます。

さらに、「障害者総合支援法」では、361疾患が対象となっており、該当する難病患者は状態に応じて福祉サービスを受けられます。在宅での療養生活で困ったことがあれば、保健予防課まで問い合わせてください。

【問合せ】保健予防課 ☎93-8397

難病患者やその家族の 相談窓口について

難病
コラム⑤

保健所では、難病患者やその家族の在宅での療養生活の不安軽減を図るため、保健師による電話や面接、家庭訪問による相談を行っています。

また県難病相談支援センターでは、地域で生活する難病患者・家族を対象に、療養上・生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、電話や面接、メール等による相談や難病に対する情報の提供を行っています。その他にも、患者・家族会等の活動支援や交流を通して難病患者が持つさまざまなニーズに対応したきめ細やかな相談や支援も行っていきます。

さらに、県委託の難病ピアサポーター養成講座を修了した難病患者本人や家族が相談員（ピアサポーター）となり、個別面接による相談を実施しています。

【問合せ】保健予防課 ☎93-8397

(7) 啓発

④ 難病ガイドブックの見直し

内容

- 難病・指定難病とは
- 指定難病医療費助成とは
- 介護保険
- 障害者福祉について
- その他の福祉制度・サービス
- 相談窓口
- 難病関連患者・家族会



(8) 関係機関との連携

奈良市在宅医療・介護連携支援センターとの協働

- 年度初めに奈良市保健所と奈良市在宅医療介護連携支援センターの取り組み状況と今後の課題を情報共有する。
- 訪問看護ステーションや診療所と顔の見える関係性を構築すべく、連絡会に参加する。
- 病院より難病患者の「在宅医を確保したい」との相談があり、奈良市在宅医療介護連携支援センターに連絡。

(8) 関係機関との連携

奈良県難病相談支援センター・奈良難病連との連絡会

- 各々の今年度の取り組みについて情報共有する。
- 啓発については、各機関よりちらしやポスターを提供してもらい、当日の展示も協働実施。
- 奈良市保健所主催の研修会でピアサポーターの情報提供の場を設けることを提案。

(8) 奈良県事業利用状況

・在宅重症難病患者一時入院事業

今年度の事業利用希望者…計2人（令和元年12月末現在）

- ・延べ利用日数 41日

【患者別利用状況】

患者	疾患	利用医療機関	1回の 利用日数	利用 回数	備考
A	多系統萎縮症	おかたに病院	8日 14日	2回	家族が病院と直接調整
B	パーキンソン病	奈良春日病院 吉田病院	8日 11日	2回	保健所による調整

(8) 奈良県事業利用状況

・在宅人工呼吸器使用患者支援事業

今年度の事業利用者：2名

患者	疾患	利用回数（4～12月）	利用ステーション数
A	多系統萎縮症	162回	2か所
B	脊髄性筋萎縮症	3回	1か所

議事2

奈良市における難病患者支援体制の 充実について

1. 難病患者のニーズ把握について

【今年度の取り組み計画】

- 難病患者支援に反映できる体制づくりを構築するため、患者のニーズを把握する
 - 奈良難病連と奈良県難病相談支援センターと会議を実施し、情報交換を行った。
 - 協働して啓発を実施したり、研修会での協力を得た。

指定難病新規窓口申請者に対する 聞き取り調査

- 奈良市保健所では、指定難病のうち神経筋疾患に該当する83疾患に罹患し申請した患者・家族に対し、療養状況を把握し日常生活上の悩みについて、保健師による個別面接・電話相談を実施してきた。
- 神経筋疾患以外の7割の受給者に対しては、療養状況やニーズが把握できていなかった。



- 指定難病医療費助成新規窓口申請者へ面接を実施し、療養生活状況の把握と情報提供を実施した（令和元年10月1日～12月27日）。

指定難病新規窓口申請者に対する 聞き取り調査

〈聞き取り内容〉

- 発症時期
- 病気についての説明
- 既往歴
- 受けているサービス内容
- 家族・キーパーソンについて
- 介助が必要な動作内容
- 身障手帳の有無
- 介護保険認定の有無
- 特定症状と身体状況
- 困りごと
- 医療処置・医療機器使用の有無

別紙3

指定難病の医療費助成を申請された方へ。

指定難病医療費助成申請の流れについて

① 申請した指定医療機関・薬局以外で医療費助成を受けたい。
 一事務に「指定難病支給認定申請書」の提出が必要です。受給認定見込の認定書となります。

② 指定難病を主治病とする期間看護を受けたい。
 まずは主治医にご相談ください。訪問看護は主治医の指示がないと利用できません。訪問看護の利用にあたっては、訪問看護ステーションと受診者が契約を結ぶ必要があります。担当ケアマネジャーがいる場合はケアマネジャーへ、ケアマネジャーがいない方で介護保険対象の方は管轄の地域包括支援センターへご相談ください。受給者証に記載された医療機関が指定難病のために訪問看護を必要と判断し、訪問看護の指示書を発行した場合、事前に「訪問看護用 特定医療費（指定難病）支給認定申請書」と「特定医療費（指定難病）訪問看護利用書」の提出をしてください。受給認定見込の認定書となります。

③ 日常生活に困りごとが出てきたら。
 【介護保険の利用】
 介護保険制度は、40歳以上の人が被保険者となって介護保険料を納め、介護や支援が必要となったときにサービスが利用できる、支えあいの制度です。65歳以上の方は「第1号被保険者」に、40歳から64歳までの医療保険加入者で老化が原因とされる16の特定疾患に該当する方は「第2号被保険者」となります。
 (利用までの流れ)

① 相談
 奈良市の窓口や地域包括支援センターへ。

② 申請
 奈良市の窓口へ。
 申請は本人・家族のほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者等に代行してもらうこともできます。

③ 調査
 奈良市が委託した事業所等の調査員が自宅等を訪問し、心身の状況を調査します。

④ 認定結果のお知らせ
 認定された区分により、利用可能なサービスの種類が異なります。



別紙3

【障害福祉サービスの利用】
 介護保険制度の対象とならない方で、障害者総合支援法の対象疾患に罹患している方は、身体障害者手帳の有無に関わらず必要と認められた障害福祉サービス等を受けることができます。
 (利用までの流れ)

① 相談
 市役所障がい福祉課か奈良市委託相談支援事業者等により障害者の状況について調査します。

② 申請
 市の窓口へ。

③ 調査
 市の職員や奈良市委託相談支援事業者等により障害者の状況について調査します。

④ 支給決定のお知らせ
 認定された障害支援区分と本人の要望等を基にサービス量が決定され、受給者証が交付されます。

⑤ 契約
 サービスを利用する事業者を選んで利用に関する契約を結びます。

④ 療養相談をしたい。

1) 奈良市保健所 保健予防課 精神保健課
 難病患者さんや家族が抱える日常生活や療養上の悩みについて相談に応じています。
 奈良市三条本町13-1 電話：0742-93-8397

2) 奈良県難病相談支援センター（奈良県藤山総合庁舎内）
 地域で生活する難病患者・家族を対象に、電話や面談、メール等による相談や難病に対する情報提供を行い、療養上・生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、患者会・家族会などの活動支援や交流を通して難病患者・家族が持つ様々なニーズに応じた相談や支援を行っています。
 大和郡山市高藤寺町60-1 電話：0743-55-0631

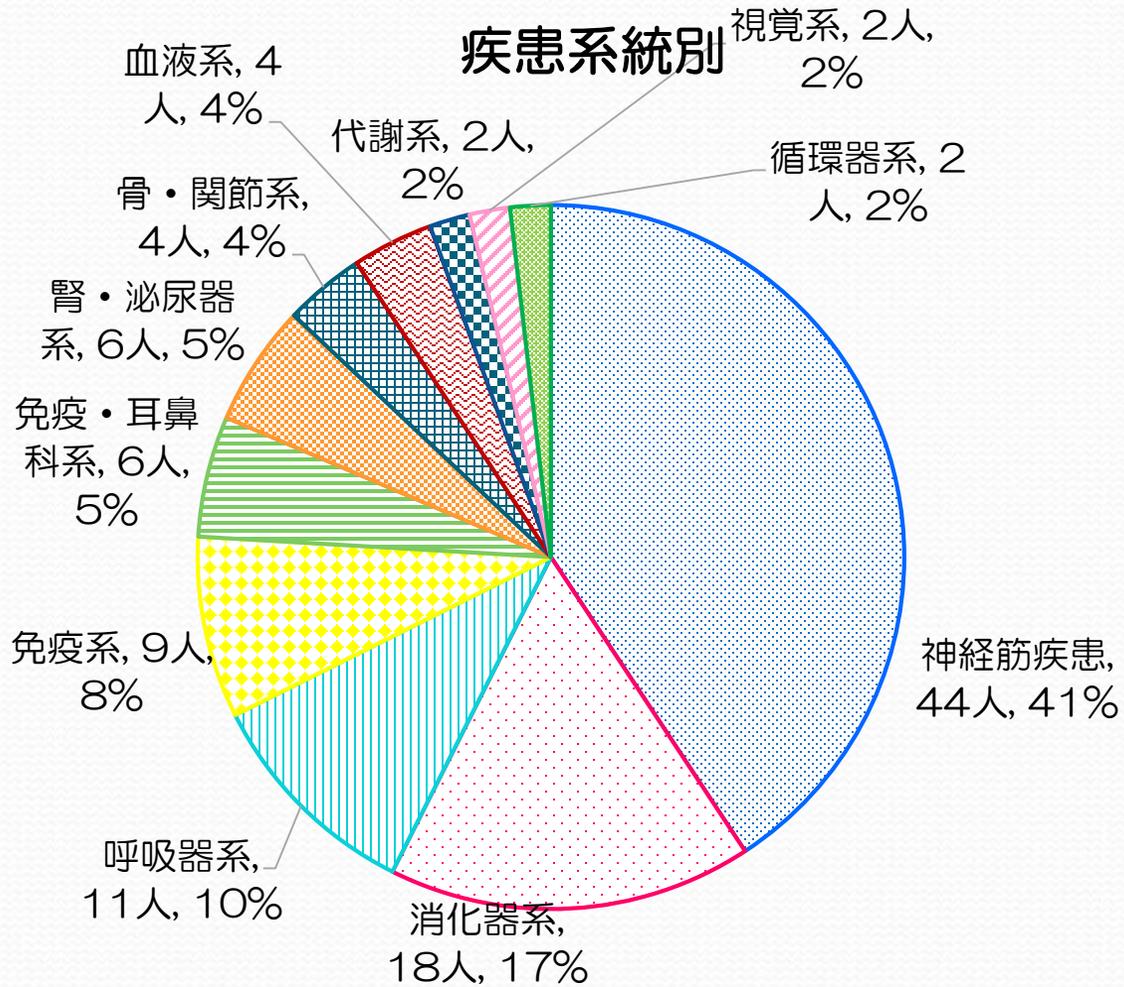
3) 難病ピア相談
 奈良県委託の難病ピアサポーター養成講座を修了した難病患者本人や家族が相談員（ピアサポーター）となり、個別面談による相談を実施しています。予約制。
 奈良難病連 電話・FAX：0742-35-6707

4) 就労相談
 難病患者さんが治療と就労を両立しながら安心して暮らせるよう支援するため、ハローワーク大和郡山の難病患者就職サポーターが直接相談に応じます。完全予約制。申し込みは奈良県難病相談支援センターまで。
 大和郡山市高藤寺町60-1 電話：0743-55-0631



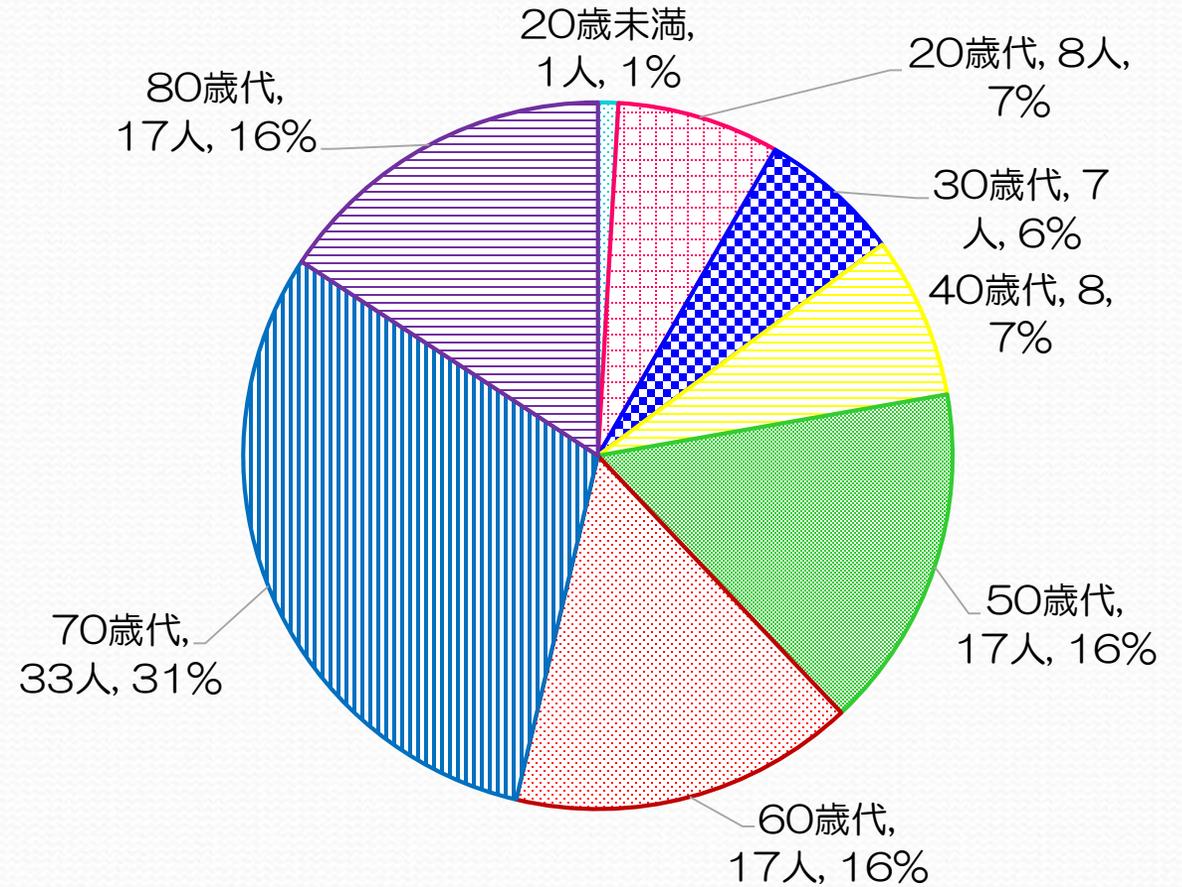
結果 (n=108)

疾患系統別



☆好酸球性副鼻腔炎が多かった印象

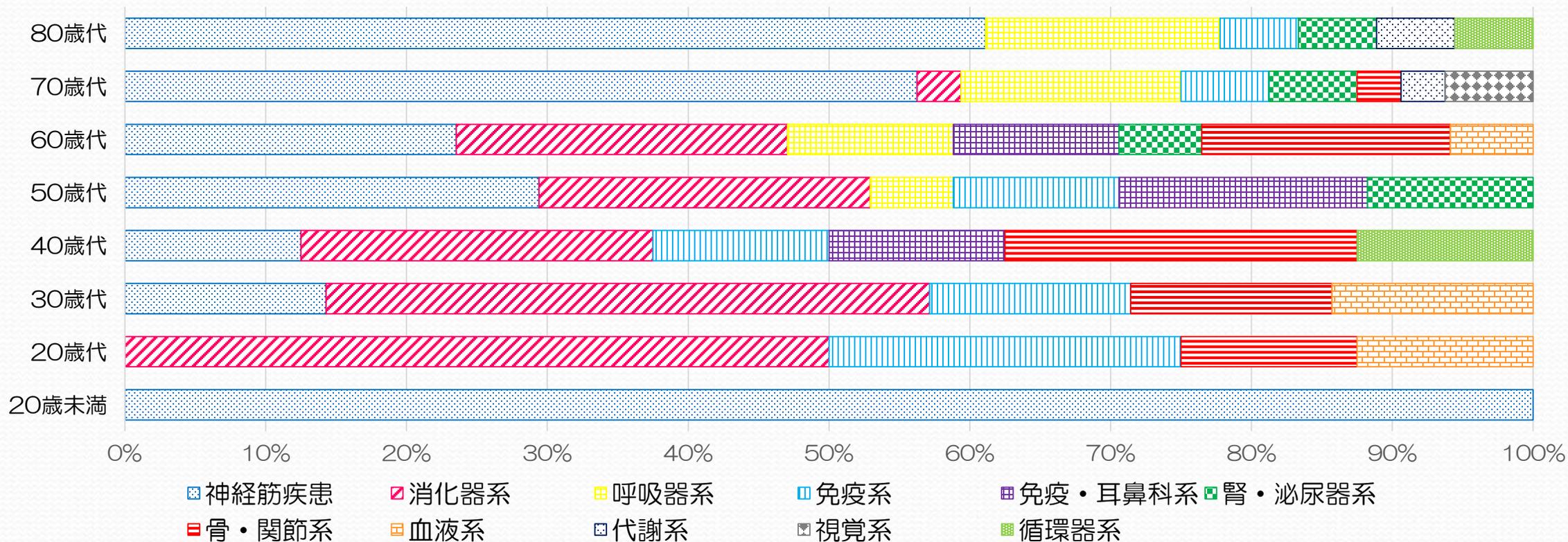
年齢層



☆全国の受給者の年齢層と大きく変わりなし

結果 (n=108)

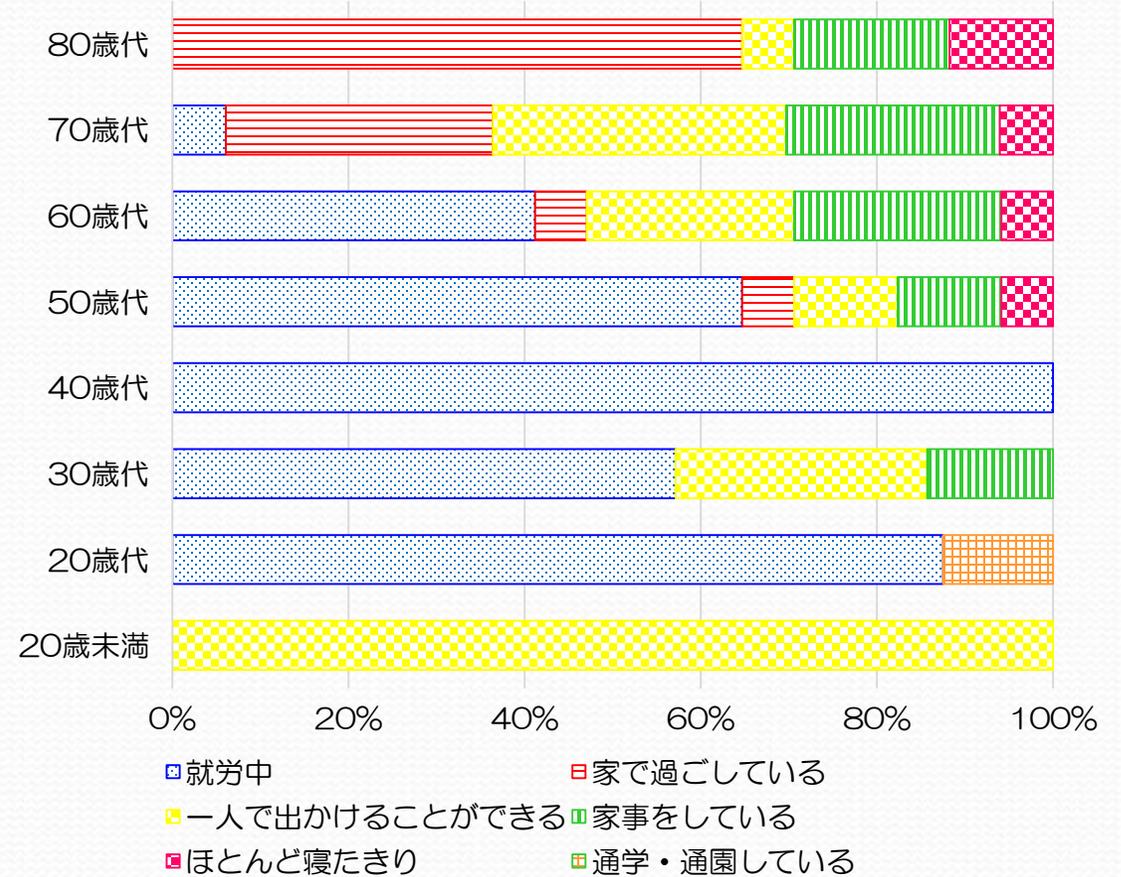
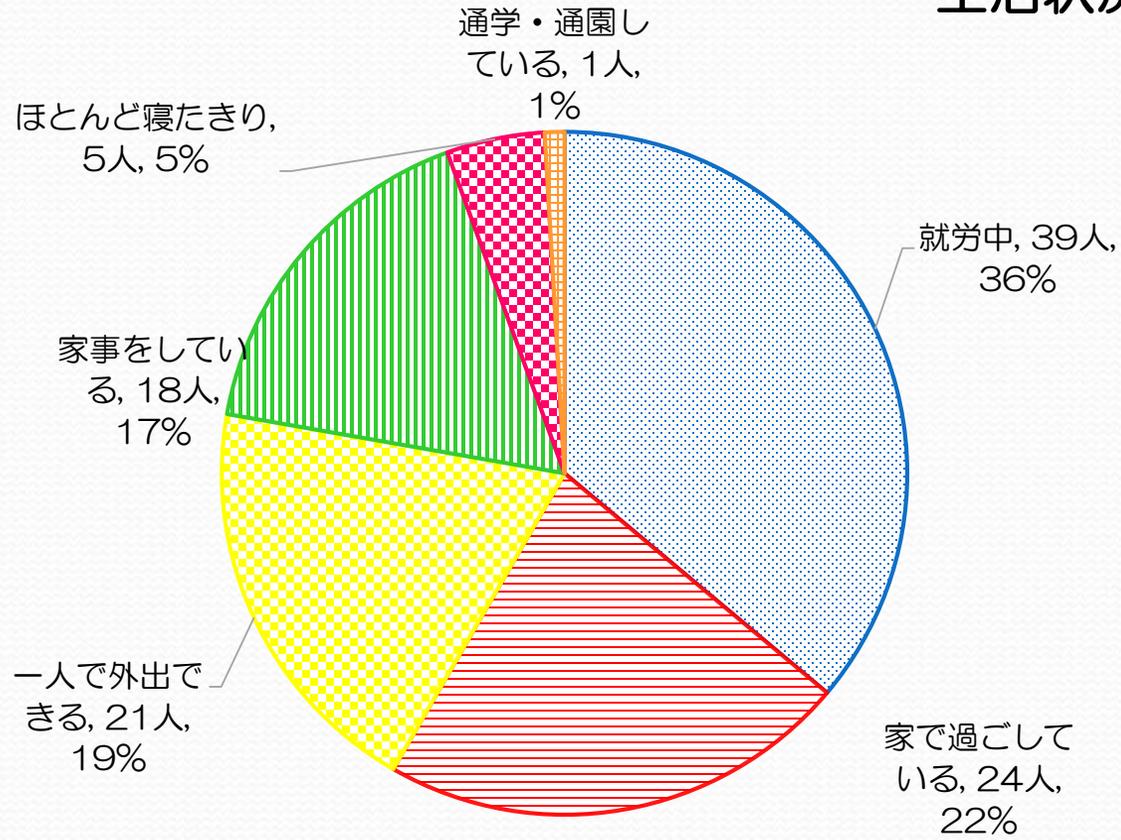
疾患系統別



- ☆50歳代以降で神経筋・呼吸器系が多くなる
- ☆20歳代～40歳代は消化器系や免疫系が多い
- ☆骨・関節系は40歳代・60歳代が多い

結果 (n=108)

生活状況

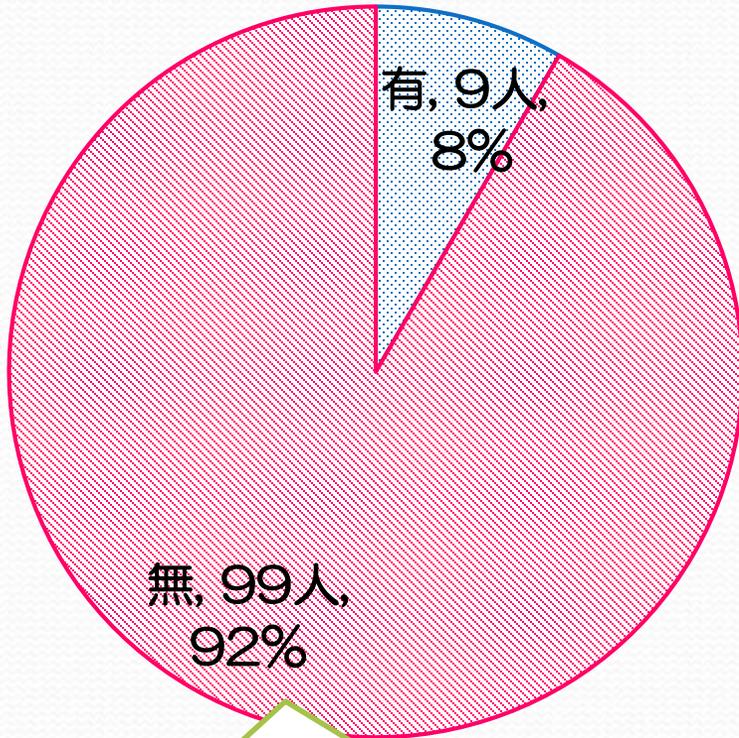


★申請時には自分のことは自分でできる人がほとんどを占める

★60歳代までは就労している人が多い

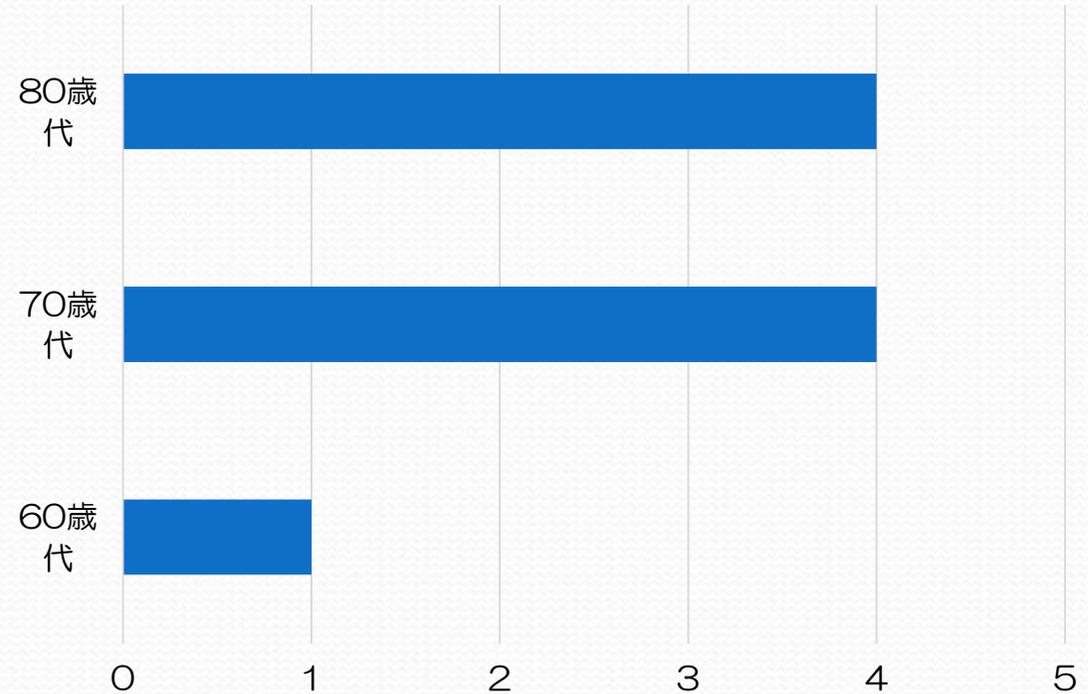
結果

医療機器・医療処置 (n=108)



☆申請時にはほとんどの患者が
処置・機器の使用なし

医療機器・処置 有の人 (n=9)



☆医療機器・処置があるのは
高齢者のみだった

(人)

結果

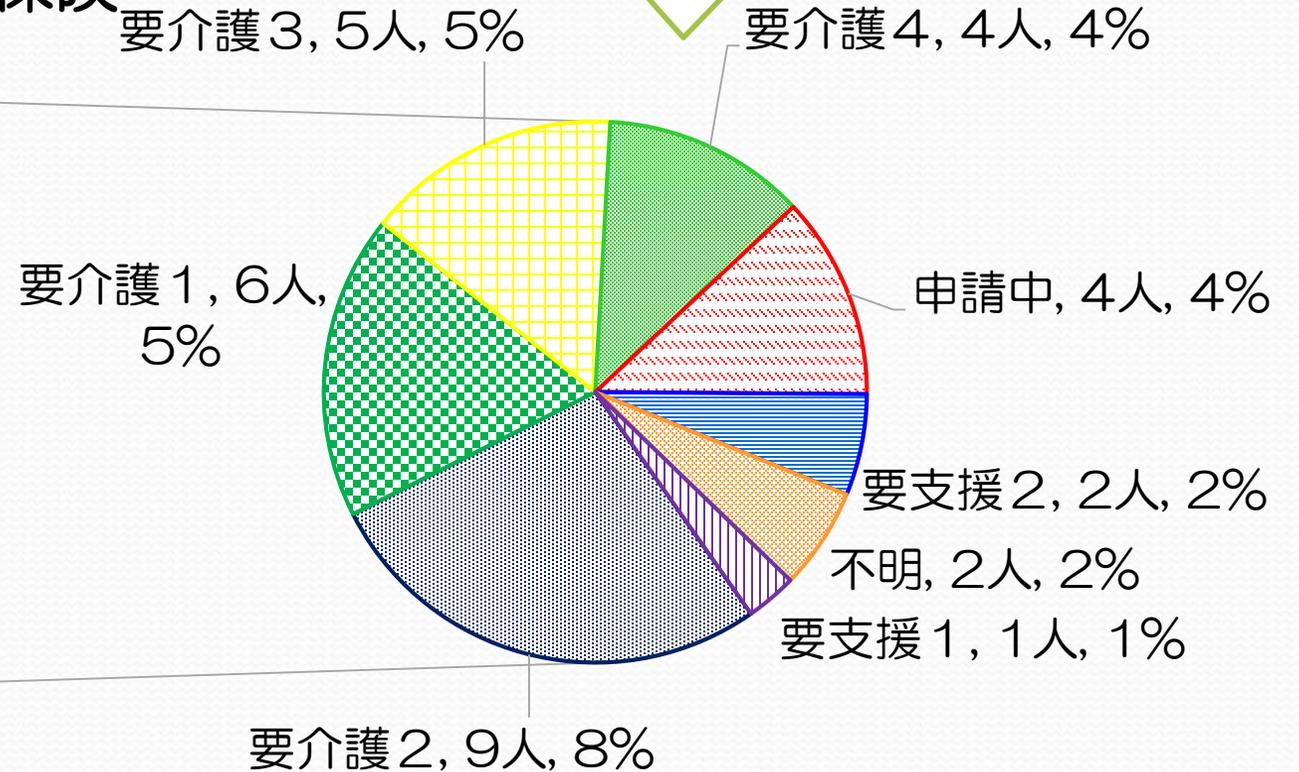
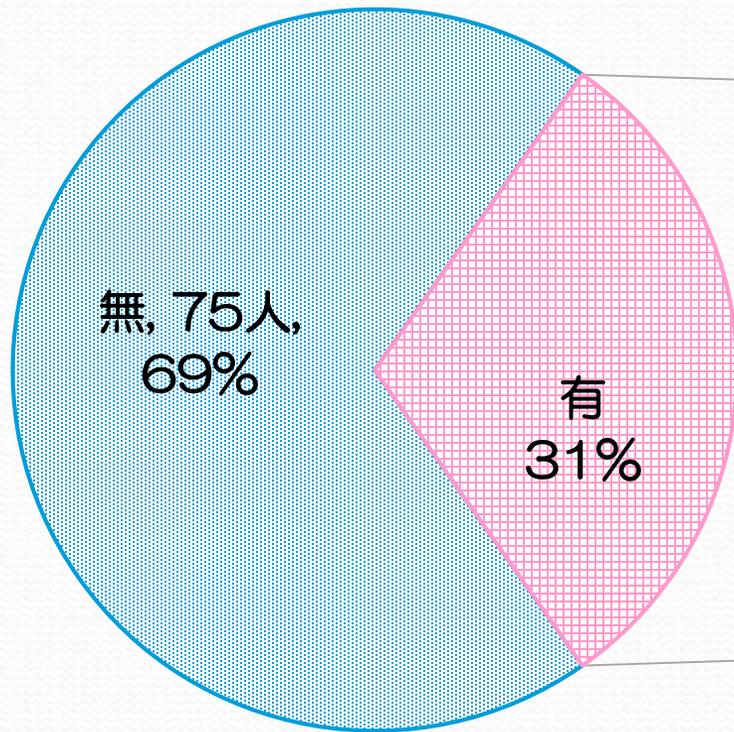
	TPPV	NPPV	膀胱留置カ テーテル	ペース メーカー	鼻腔栄養	在宅酸素	吸引	持続点滴
①全身性ア ミロイドー シス	●						●	●
②ALS		●						
③PD			●					
④PD				●				
⑤PD					●			
⑥PD			●					
⑦特発性 間質性肺炎						●		
⑧特発性 間質性肺炎						●		
⑨特発性 間質性肺炎						●		

結果 (n=108)

【内訳】

- 神経筋疾患 75%
- 呼吸器系 10%
- その他：代謝系・免疫系・消化器系・腎泌尿器系

介護保険

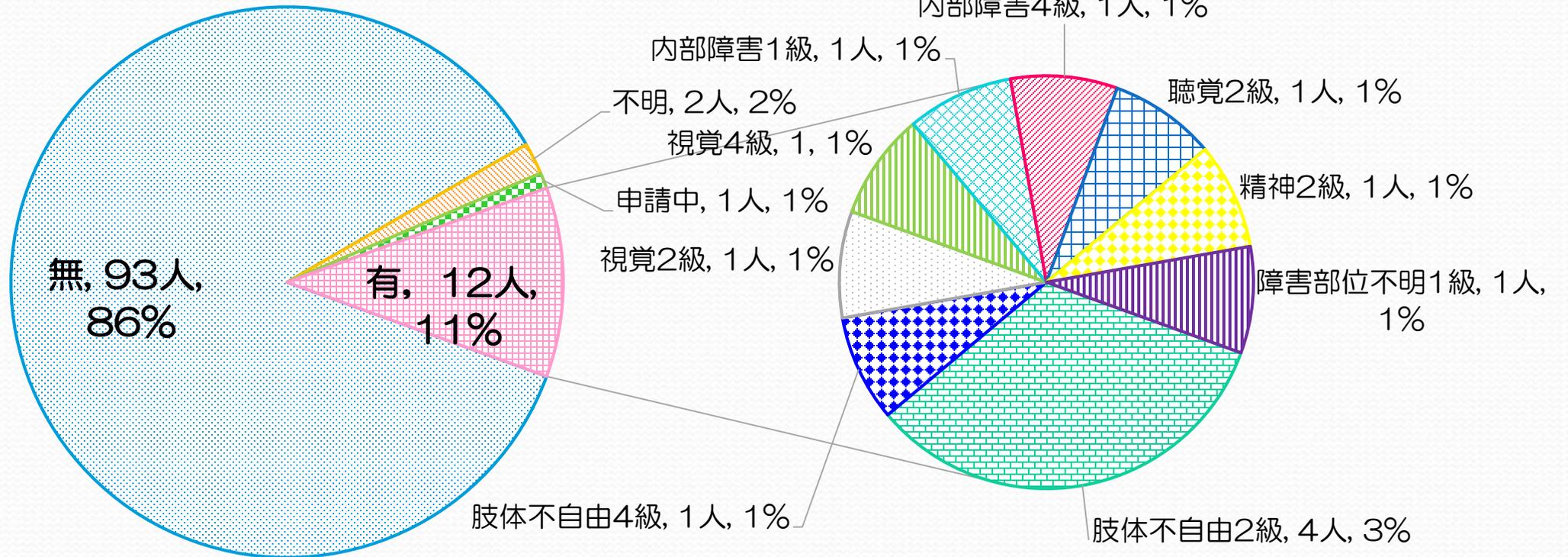


結果 (n=108)

【内訳】

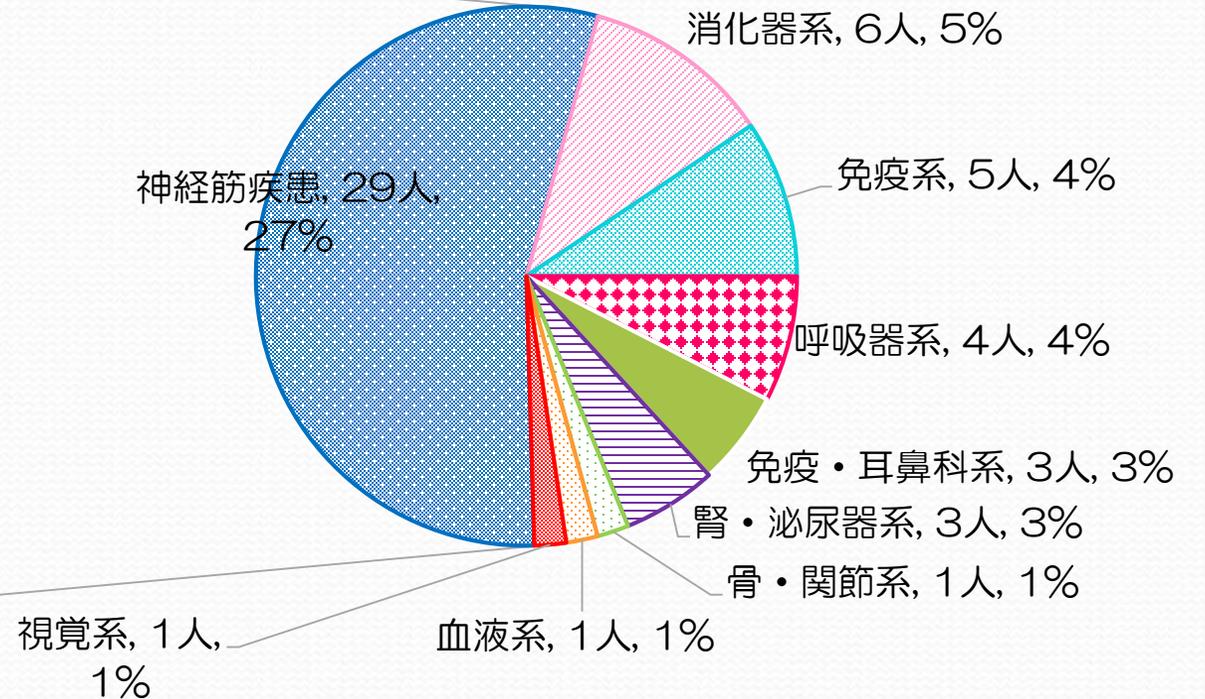
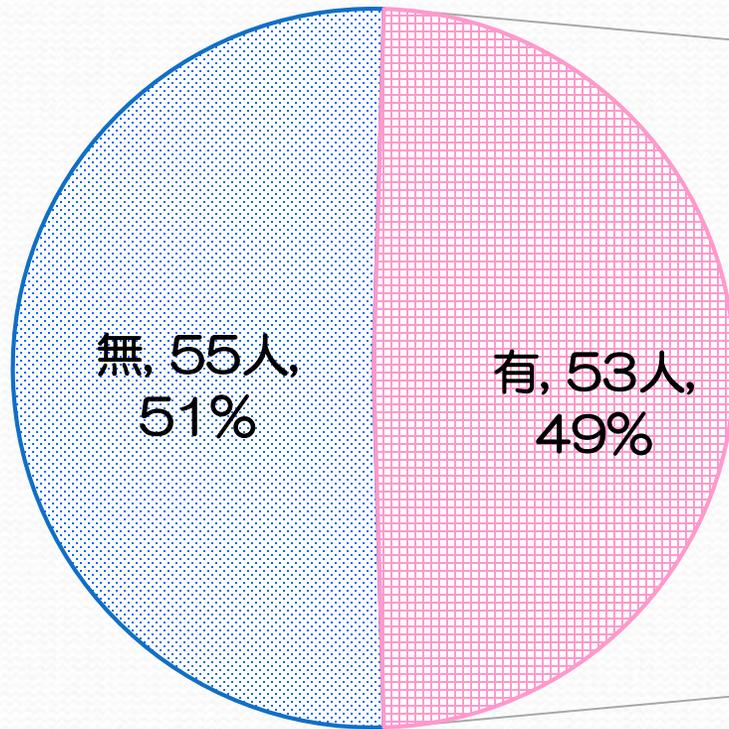
- 神経筋疾患 70%
- その他：呼吸器系・消化器系
視覚系・骨関節系

手帳の有無

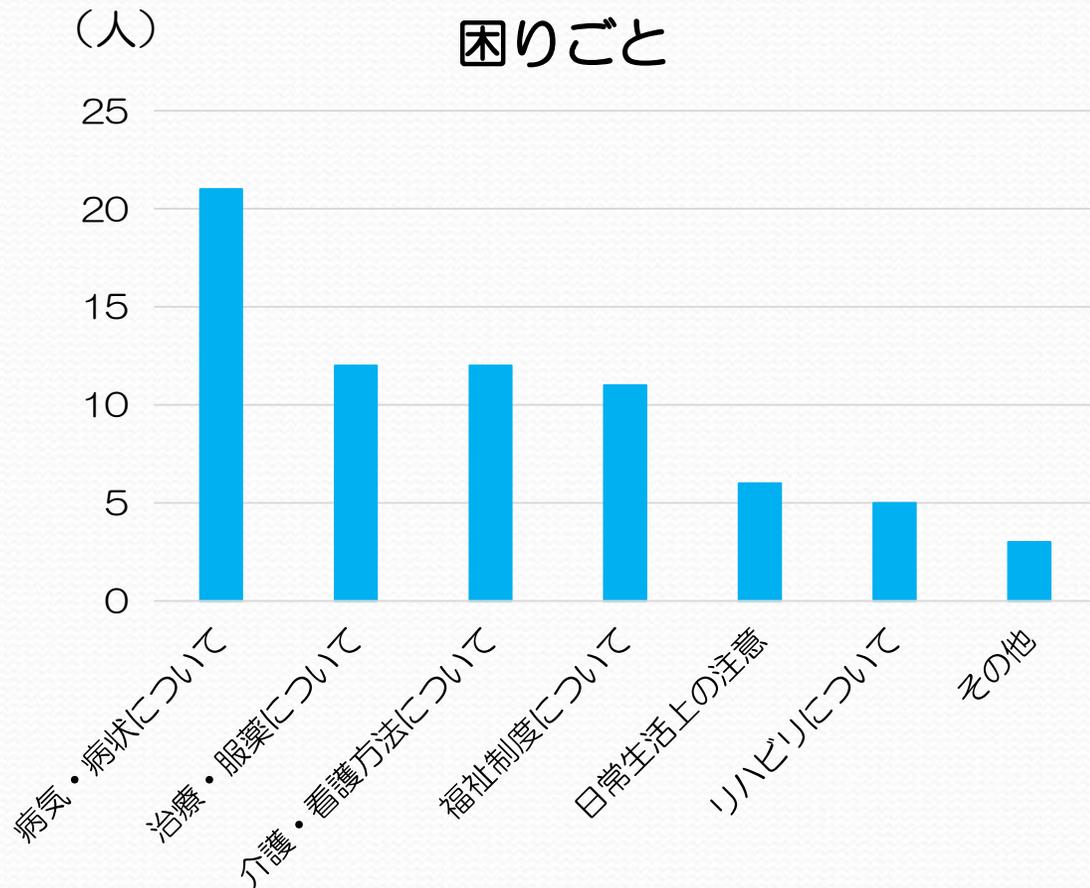


結果 (n=108)

困りごと



結果 (n=108)



困りごとの内容	
リハビリについて	福祉制度について
今後の療養生活の場	退院できるかどうか
日常生活上の注意	身の回りの世話
サービス利用について	薬の副作用
今後の進行スピード	子どもも同病
仕事のこと	治療費のこと
妊娠中	レスパイト・ショートステイ
将来の不安	等

2. 医療依存度の高い在宅重症難病患者の 災害時対策について

災害時対策

指定難病医療受給者証の認定を受けた患者で、保健師による個別支援を通じて把握した人工呼吸器装着患者・頻回な吸引が必要な患者に対して、個別支援計画の作成等を実施

- ①災害時医療機器等使用者リストの作成
(年2回更新、変更等あれば随時更新)
- ②マップの作成
(患者宅・医療機関・訪問看護ステーション・避難所をマッピング)
- ③災害時個別支援計画の作成
→ ・災害対応マニュアルを複数で保管
・年1回の災害対応マニュアルの見直し
・緊急時連絡票の作成・見直し
- ④奈良県要援護者台帳登録申請者へ個別に啓発訪問



さん

- このマニュアルは、災害への備えや災害時の対応について作成したものです。
- このマニュアルを人工呼吸器のすぐ近くに置いて、ときどき内容を確認してください。
- 災害時は、落ち着いて、決めておいた手順で対応しましょう。
- 避難・入院する際にも、このマニュアルを携帯しましょう。



災害時の備え

台風や集中豪雨など、災害の発生するおそれが高まった時や、地震などの災害発生後の二次災害による被害を防止するために、避難情報が発令されます。「避難行動」は、発令から発動開始まで起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」です。下記の情報が発令されたら、安全な避難所や入宅などへ避難しましょう。

ご存知ですか？

命を守る重要な情報 (内閣府 参照)

人命に危険がおよぶおそれがあるときに、市が「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」を発令する場合があります。速い理解し、適切な避難行動をとって命を守りましょう。

<防災気象情報>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】
警戒レベル5 全員避難	すでに災害が発生している状況です。命を守るための最急の行動をとりましょう。	災害発生情報 (市が発令)	警戒レベル5相当情報 災害発生情報 大雨特別警戒 等
警戒レベル4	速やかに避難先へ避難しましょう。	避難勧告 (緊急) (市が発令)	警戒レベル4相当情報 避難指示(緊急) 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間差を要する人(高齢者、障害のある人、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 (市が発令)	警戒レベル3相当情報 注意警戒情報 洪水警戒 等
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を決定しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発令)	住民が自主的に避難行動をとるために準備する情報で、国土交通省、気象庁、環境省が発令します。
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発令)	

議事3
令和2年度
奈良市難病対策の取り組み計画（案）について

令和2年度 奈良市難病対策の取り組み計画（案）

＜重点事項＞

- 指定難病医療費助成新規窓口申請者に対し、患者会や相談窓口等の情報提供を行う。併せて、神経難病患者及び相談希望者に対しては、面接を実施。
- 各機関の災害時対策の取り組み状況の把握と課題整理のため、ワーキング会議を実施。